

大阪国際教育学院

募集要項（入学案内）

I 入学条件

1. 日本語学習に対して明確な目的を持ち、継続する意志を持っていること。
 2. 1年コース：日本語能力試験N3級相当レベル。
*300時間程度の日本語学習をした者。
1年半コース：日本語能力試験N4級相当レベル。
*150時間程度の日本語学習をした者。
2年コース：日本語能力試験N5級相当レベル。
*150時間程度の日本語学習をした者。
 3. 日本国の法律と大阪国際教育学院の校則を遵守することができること。
 4. 年齢に関する条件
最終学歴が高校卒業の場合 : 24才以下
最終学歴が短大・大学程度の専門学校の場合 : 26才以下
最終学歴が四年制大学の場合 : 29才以下
日本留学するに当たり十分な経済的能力を持っていること。
 5. 本校が実施する独自の日本語能力テストに合格すること。
 7. 本校が実施する面接審査に合格すること。
 8. 面接合格後に実施される書類審査に合格すること。
- ◎ 学歴は12年以上なければ日本の大学への進学は困難である。

II 入学手順

1. 本人または紹介機関が面接申込書をFAXまたはメールに添付して、本校へ送る。
2. 本人または紹介機関は、面接前に入学検定料三万円を速やかに納付し、必要な書類をチェックし、面接時に不備がないかを確認する。
3. 当該国で、第一回目の面接及び第一回目の日本語能力テストを行う。
*面接時に、必要書類一式を必ず持参すること。また、親と経費支弁者が必ず同席すること。
4. 第一回目の日本語能力テストの成績が良くない者は、本校の指示に従って再試験を受験すること。
5. 合格者本人は申請資料を本校に提出し、書類審査を受けること。紹介機関を通す合格者は、まず紹介機関の方で提出された必要書類の内容に不備がないかよく確認して、必要書類確認書に担当者・責任者の署名・捺印をしてから、メールに添付して、本校へ送る。
6. 全ての書類に、訳者名と訳者の所属機関を明記した日本語訳を添付して、本校に郵送する。

7. 審査合格者は、入学金八万円を速やかに納付すること。入学金納入確認後に、本校が発行した「入学許可書」の写しをメールにて本人または紹介機関に通知する。
8. 本校より合格者の申請書類を日本国法務省出入国管理庁に提出して、「在留資格認定証明書」の交付を申請する。その後、日本国法務省出入国管理庁が本校に在留資格認定証明書の交付・不交付を通知する。
9. 入学直前に入学予定者に対して、第二回目の日本語能力テストを行う。要求されるレベルに達していない場合は、「在留資格認定証明書」の交付を受けたとしても、入学は認めない。もし「在留資格認定証明書」が交付されなかった場合、または第二回目のテストで不合格の場合には、入学金は全額返還する。但し、個人の事情により手続きの途中または「在留資格認定証明書」が下りた後で入学を辞退する場合は、違約金として入学金の八万円を徴収する。
*入学検定料は、本校による審査及び選考の手数料なので、選考結果に関わらず、入学検定料は返却できない。
10. 出入国管理庁から「在留資格認定証明書」が交付された場合、FAX またはメールに添付して、本人または紹介機関に通知する。入学予定者は、速やかに本校の指定銀行口座に授業料 68 万円全額を振り込むこと。
11. 本校は入金確認の後、「在留資格認定証明書」原本と「入学許可書」原本を郵便（EMS 等）で本人または紹介機関に郵送する。
12. 入学予定者は「在留資格認定証明書」原本及び、本校が発行した「入学許可書」原本を所持し、現地の公安機関でパスポートを受領する。
13. 在海外の日本国大使館または領事館に行き、留学ビザを申請し、それを受給する。
*日本国大使館または領事館で、ビザの発行が受け入れられなかった場合、入学検定料と入学金を除いた学費を全額返金する。
14. 来日日時を本校に知らせる。
15. 入学する。

Ⅲ 必要書類提出の締切期限

- 1月入学の場合：前年の8月中旬まで
- 4月入学の場合：前年の11月中旬まで
- 7月入学の場合：2月中旬まで
- 10月入学の場合：5月中旬まで

Ⅳ 入国管理局の「在留資格認定」に関する発表

- 1月入学の場合：前年11月末発表
- 4月入学の場合：2月末発表
- 7月入学の場合：5月末発表
- 10月入学の場合：8月末発表

V 申請書類

1. 基本申請書類

申請者の必要書類		
1	入学願書	本学院所定の様式
2	留学理由書	本学院所定の様式
3	最終学歴の卒業証書の原本とその写し	大卒者は学士学位証書が必要
4	中国教育部学歴認証或高考成绩認証（中国の場合のみ）	http://www.chinadegrees.cn/ を参照
5	日本語能力証明書あるいは日本語学習歴証明書	学習時間数を明記
6	旅券の写し	所有者のみ
7	在職証明書	在職歴がある方
8	カラー写真(4×3cm)6枚	3ヶ月以内
経費支弁者の必要書類		
1	銀行残高証明書の原本	日本円 300 万円以上
2	申請者と経費支弁者の関係を証明する公証書	
3	経費支弁書	本学院所定の様式
日本国内に経費支弁者がいる場合		
1	銀行残高証明書の原本	日本円 300 万円以上
2	申請者と経費支弁者の関係を証明する公証書	
3	経費支弁書	本学院所定の様式
4	住民票	住民票は同一世帯全員が記載されたもの
5	印鑑登録証明書	
6	源泉徴収票又は所得納税証明書	

2. 以下の書類は該当する方のみ提出してください

1	在職証明書	会社員の場合
	営業許可書の写し	経営者、役員又は自営者の場合
2	収入証明書	
3	納税証明書	直近の年度について総所得額が記載されたもの
4	預金通帳の写し（過去3年間）	銀行残高証明書の経緯が明らかになるもの
5	家族全員の戸籍簿の写し	鮮明なもの

※ 案件によっては個別にその他の書類の提出を求められることがある

※ 不交付再申請の場合は2項に記載の追加書類提出が必要になる

書類作成時の注意事項

- ① 手書きの場合は黒色のペンで全て出願者本人が自国語で自筆すること。
パソコンで作成しても可。
- ② 満年齢を記入し、電話番号の市外局番から記入すること。
- ③ 家の住所は必ず公正証書と一致しなければならない。
- ④ 成績証明書には学校の捺印と責任者の署名をすること。
- ⑤ 日本語能力証明書或いは日本語学習歴証明書には、責任者の署名と使用教材名と学習時間を明記すること。
- ⑥ 履歴書の学歴欄には学校の電話番号と大学の学部を記入すること。
- ⑦ 履歴書の学歴・職歴を記入時空白期間のないように漏れなく記入し、一ヶ月以上空白期間があれば、その間の事情を別紙にて説明すること。
- ⑧ 留学理由及び、終了後の予定には日本語を学ぶ理由、目的を具体的に記入し、その必要性を明確にすること。
また、日本語学習の課程終了後の進学予定を具体的に記載すること。
- ⑨ 来日歴の有無は必ず明記し、旅券(パスポート)所持している者はそのコピーを提出すること。

申請書類を準備する時の注意事項

- ① 在職証明書及び収入証明書、給料明細書は、必ず会社名が印字された用紙を使用の上、責任者が署名し、社印を捺印すること。収入証明書にはここ数年間の収入（賞与、配当金を含む）を明記すること。
- ② 全ての書類は必ず、申請日の3ヶ月以内に発行された書類であること。
- ③ 日付の新しい預金は、借金と間違われるので注意すること。
- ④ 両親がともに収入がある場合は両親二人を経費支弁者とする。
- ⑤ 日本人や日本に滞在している外国人が経費支弁者の場合は、p 3を参照すること
- ⑥ 過去に他の学校に申請して、不許可になったことのある申請者は、必ず前回に申請した学校名、不許可の理由、日時を本校に告知しなければならない。

VI 留学費用

1. 1年目の留学費用

入学検定料		30,000 円	
学費	入学金	80,000 円	1年間の学費、教材費、課外見学費
	授業料	680,000 円	

*入学検定料：面接前に納付すること。

*送金総額合計 790,000 円：本校への送金が確認でき次第、「在留資格認定書」の原本及び「入学許可書」原本を送付する。

2. 2年目の留学費用

学費	授業料	680,000 円	1年間の学費、教材費、課外見学費
----	-----	-----------	------------------

3. 学費などの納付について

学生は、ビザ更新の前に規定の金額を必ず全額納付すること。

4. 滞納

授業料を1ヶ月以上滞納した場合は、原則として退学処分となる。

5. ビザの更新について

指定日までに学費などを全額納付すること。

※但し、出席率・成績が著しく悪い者には学校側の証明は出ない。

6. 入学後、自己都合による退学については、納付金の返金はしない。

VII 奨学金制度

成績や出席率、各種試験の結果に応じて奨学金が支給されるため、詳細は奨学金リストを確認ください。